

令和6年6月17日

建設関連業務委託における設定範囲の変更及び最低制限価格の引上げについて

日頃、町行政に対しましてご協力いただきまして誠にありがとうございます。

町では、建設関連業務の発注にあたり、公正な競争と適正な価格での契約を推進するため、令和6年7月1日から下記のとおり取り扱うこととしましたので、お知らせします。ご不明な点等がございましたら企画観光課管財係まで連絡ください。

(令和6年7月1日以後の入札公告又は指名通知の案件に適用します。)

記

1 建設関連業務に係る設定範囲の変更について

これまで設定していた上限（設計額の80%）及び下限（設計額の60%）を次のとおり変更します。

(改正後の設定範囲)

上限を撤廃し、下限の設計額を70%とします。

2 建設関連業務に係る最低制限価格の引上げについて

最低制限価格の算定方法について次のとおり変更します。

- (1) 測量業務における諸経費の額を48%から50%に引き上げます。
- (2) 土木関係建設コンサルタント業務における一般管理費の額を48%から50%に引き上げます。
- (3) 地質調査業務における諸経費の額を45%から50%に引き上げます。
- (4) 補償関係コンサルタント業務における一般管理費の額を45%から50%に引き上げます。

引上げ後の各業種の最低制限価格の算定方法は下表のとおりとなります。

(改正後の算定方法)

最低制限価格は、業種ごとに次に掲げる額の合計額に消費税及び地方消費税を加算した額とします。ただし、下限は設計額の70%で、上限はありません。

業種区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	測量調査費の額	諸経費の額に100分の50を乗じて得た額	

建築関係建設 コンサルタント業務	直接人件費の 額	特別経費の額	技術料等経費 の額に 1 0 0 分の 6 0 を乗 じて得た額	諸経費の額の 1 0 0 分の 6 0 を乗じて得 た額
土木関係建設 コンサルタント業務	直接人件費の 額	直接経費の額	その他原価の 額に 1 0 0 分 の 9 0 を乗じ て得た額	一般管理費等 の額に 1 0 0 分の 5 0 を乗 じて得た額
地質調査業務	直接調査費の 額	間接調査費の 額に 1 0 0 分 の 9 0 を乗じ て得た額	解析等調査業 務費の額に 1 0 0 分の 8 0 を乗じて得た 額	諸経費の額に 1 0 0 分の 5 0 を乗じて得 た額
補償関係コン サルタント業 務	直接人件費の 額	直接経費の額	その他原価の 額に 1 0 0 分 の 9 0 を乗じ て得た額	一般管理費等 の額に 1 0 0 分の 5 0 を乗 じて得た額